

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年10月11日 開会

令和4年10月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年10月11日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 松永孝男	3番 赤池勝
4番 齊藤学	6番 佐野均	7番 佐野強
8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆	10番 村松義正
11番 富永政則	12番 宮島孝子	13番 遠藤光浩
14番 旭一昭	15番 荻真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

5番 佐野守

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
5番 竹川篤志	6番 村松愼一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦

欠席委員

4番 渡邊勝彦

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に入る前に、5番 佐野守委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による許可について取消願の処理状況を事務局に報告させていただきます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年9月12日から令和4年10月7日までの農地法の規定による申請

(許可) について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、上稲子■■■■、田、692平方メートルにつきまして、平成3年1月30日に農家住宅を目的とした農地法第4条申請が許可されましたが、令和4年9月20日、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、16番 後藤文隆委員、17番 佐野むつみ委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、16番 後藤文隆委員、17番 佐野むつみ委員を指名いたします。

本日の議事の日程は、目次のとおり、報第56号から議第66号です。

初めに、報第56号から報第63号までを一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年8月21日から令和4年9月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから4ページを御覧ください。

報第56号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が12件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第57号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページ、8ページを御覧ください。

報第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから13ページを御覧ください。

報第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、16件の届出を受理しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第61号 転用目的事業計画変更届出書の受理について
転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、倉庫、事務所、危機物倉庫から事情により倉庫、事務所への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第62号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

報第63号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが4件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第56号から報第63号までは報告済みといたします。

議第61号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

差し替えとなっております議第61号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを御覧ください。

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請

が次のとおりあったので審議を求める。

では、第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、中谷児童遊園の西に位置する農地です。申請者は富士市横割本町の■■■■■です。申請農地の面積は727平米になります。申請地は不耕作となっており、周囲の農地についても10%以上が遊休農地となっています。

第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は内房で、正善寺の東に位置する農地です。申請者は内房の■■■■■さんです。申請農地の面積は164平方メートルになります。申請地は不耕作となっており、周囲の農地も10%以上が遊休農地となっております。

なお、第1項及び第2項の所有権移転については、この後、農地法第3条許可申請にて御審議いただきます。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局 池田主査

第1項につきましては、会長の担当地域になりますので、総会前に調査内容について伺っております。事務局より報告いたします。

令和4年10月5日、午前9時頃、土井推進委員、齊藤会長、事務局1名にて現地調査を行いました。

申請地は現在、草などが繁茂し耕作されておらず、遊休農地となっております。また周辺農地についても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり問題ないとの報告を受けましたので、審議のほどよろしく願いいたします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第2項の調査について報告をいたします。

令和4年10月7日、午前9時30分頃、申請代理人の司法書士、それから鈴木推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いました。

申請地は現在、草木を刈っておりますが、現に一部耕作されておらず遊休地となっており、また周辺農地においても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり問題ありません。

以上、報告を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第61号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり処理することに決定いたします。

議第62号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

農地法第3条の許可申請についてですが、資料が差し替えとなっております。つきましては、本日配付しました差し替え資料のほうを御覧ください。

議第62号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原区公会堂の西に位置する農地です。

受人、山本の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約です。

申請地は受人が中間管理事業で使用貸借しておりましたが、今回所有権移転をするもので、引き続き茶畑として利用していく予定です。

受人の許可後耕作面積は10万3,699.73平方メートル、受人は現在50歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は星山で、星山公民館の西に位置する農地です。

受人は富士見ヶ丘の■■■■さんです。渡人は第1項と同一の■■■■さんで、売買契約になります。

申請地は受人が経営する会社の隣地で、農機具等も会社敷地で管理するとのこと。渡人から指導を受けながら、引き続き茶畑として使用する計画となっております。

受人は現在66歳、耕作面積は許可後9,478.91平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は青木で、市立富丘小学校の北西に位置する農地です。

受人、青木の■■■■さんと、渡人■■■■子さんとの売買契約で、果樹を栽培する計画です。

受人と渡人は古くからの知り合いで、受人は以前から当該申請地の管理を任されておりましたが、今回正式に所有権移転するものです。

受人の許可後、耕作面積は3,373.32平方メートル、受人は現在79歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は、先ほど議第61号第1項で別段面積を設定した農地で、中谷児童遊園の西に位置する農地です。

受人、富士市の■■■■と、渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。

受人は介護施設を運営する法人で、入居者や従業員の食事に自分たちで栽培した新鮮な野菜を提供したいとの思いから、新規就農するに至りました。新規就農者ですが、近隣の農家さんに教わりながら耕作していく予定です。当該申請地では、じゃがいも、玉ねぎ等の露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後727平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第61号で別段面

積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は、下限面積要件を満たしますので問題ありません。稼働人員は5名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、大鹿窪遺跡の北東に位置する農地です。

受人、猫沢の■■■■さんと、渡人■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。当該申請地は受人の所有する農地の隣地で、渡人が所有権移転を希望したため、今回申請に至りました。

受人の許可後耕作面積は1万5,622.73平方メートルで、受人は現在87歳、稼働人員は1名です。

第6項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は、先ほど議第61号第2項で別段面積を設定した農地で、正善寺の東に位置する農地です。

受人、内房の■■■■さんと、渡人■■■■さんとの売買契約です。

受人は当該申請地の北側にある宅地も同時に取得予定で、農機具等も渡人から一部譲り受け耕作していく予定です。当該申請地では露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後164平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第61号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は下限面積要件を満たします。問題ありません。稼働人員は2名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案について、2項、4項及び6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番 杉山弘子

ただいま審議中の第2項の調査について報告をいたします。

10月4日、午前9時半から、代理人行政書士の■■■■様と、受人代理人■■■■様、農業委員の後藤さんと私、事務局1名の5名で現地調査をいたしました。

申請地は茶畑として使用していましたが、高齢で県外在住のため耕作・管理していくことが難しくなり、所有権移転に至りました。受人は今後も渡人から指導を受けながら茶畑として管理していくとのことでした。近隣には受人の経営する会社があり、農機具等もそちらで管理するそうです。詳細につきましては事務局の説明どおりです。申請内容どおり問題ないです。御審議のほどよろしくお願ひします。

事務局 滝口主査

ただいま審議中の第4項につきまして、齊藤会長の担当案件です。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より報告いたします。

令和4年10月5日、午前9時頃、土井推進、齊藤会長、事務局1名にて現地調査を行いました。

申請者は富士市の■■■■です。当法人は介護施設を運営しており、施設入居者や従業員に新鮮な野菜を提供したいとの思いから農業を始めるに至りました。新規就農者ですが、周囲の農家からいろいろ教わりながら露地野菜を栽培していく予定とのことでした。申請書どおり問題ないと

の報告を受けましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第6項の調査について報告をいたします。

先ほど議第61号の2項にて審議していただきました案件と同一案件となります。

令和4年10月7日、午前9時30分頃、申請代理人の司法書士、鈴木推進委員、事務局2名と私と共に現地調査を行いました。

受人は申請地北側の居宅も同時に取得する予定で、新規就農者です。渡人から農機具等を譲り受けて露地野菜を栽培するとのこと。先ほど事務局から報告のあったとおりです。申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第63号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の21ページを御覧ください。

議第63号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は麓■■■■、畑、24平方メートルほか2筆、計2,983平方メートルを根原の■■■■が飼料貯蔵施設にするものです。

申請者が利用しているサイロをバンカーサイロに変更し、牧草の飼料化の効率を高めるとともに、コンクリートを敷設して移動可能なキューブを設置するとともに、重機による移動の効率化を図るため転用しようとするものです。

申請地は、朝霧メープルファームの北側に隣接する農業振興地域内の農用地に該当します。対象地はいわゆる青地になっておりますが、転用目的は飼料貯蔵施設であり、農業用施設のため農地転用の立地条件を満たします。

また、申請地は令和4年8月に農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について用途を畑から農業用施設用地へ用途変更がなされております。申請地の周囲は、西を道路、南を雑種地、北と東を自己所有の農地に接しており、万が一被害が生じた場合は申請者の責任において解決いたします。

資金は自己資金で確保されており、許可後11月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番 近藤雅隆委員

ただいまの事項について調査報告いたします。

10月6日、11時半、行政書士と事務局、農業委員の脇坂英治さんと私と現地を調査いたしました。

別段、変わったことはないと思いますが、粗飼料をしっかりと貯蔵したいということで、多少なりとも経営にプラスになればいいのではないのかなと思っております。調査上、問題ありませんので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第63号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第64号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の22ページを御覧ください。

議第64号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、499平方メートルで、北山の■■■■が使用貸借により権利設定し、工場を建築しようとするものです。

申請人は申請地の隣地でハム等の食肉加工業を営んでおり、貸人はその法人の代表となります。今回、工場の増設及び駐車場への転用を行い、経営の拡大を図るため申請に及んだとのこと。

申請地は北山天満宮の南に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は南を宅地、北と東、西を農地に接してありますが、北側農地との間は2メートル程度の段差を形成した石積があり、分断されております。排水は既存の工場に敷設されている排水経路に接続して行います。また、周囲の農地等への被害防除措置を行い、万が一被害が生じた場合は借人の責任において処置します。

また、資金は借入れで確保されており、許可後の11月に着工する計画となっております。

第2項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は内野■■■■、畑、93平方メートルほか2筆、計298.56平方メートルで、内野の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は現在、申請地の隣地の本家住宅に住んでおりますが、結婚に伴い住宅建設を検討し、本家から敷地を借りられることとなったため、申請に及んだとのこと。

申請地は法蔵院の北に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北側を道路、東側を雑種地、西側と南側は農地に接しておりますが、合併浄化槽の設置及び隣地への見切りを施工するなど、被害防除措置を行う予定で、周辺の農地への影響は軽微であると思われま。

資金は借入れで確保されており、許可後11月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第64号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第65号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の23、24ページを御覧ください。

議第65号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求め。

第1項及び航空写真の10ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■、畑、2,875平方メートルほか3筆、計7,248平方メートルで、杉田浅間神社の東に位置する農地です。

年月日不詳ですが、申請者の先代が体調を崩し、農地の管理ができなくなり、そのまま耕作放棄地となり雑木等が生い茂ってしまい、申請者が平成27年に相続したときには既に現在の状況になっていたものです。10年以上前から森林原野化していることが確認でき、申請地のうち337-1、337-2は農用地であります。復元できる状況にはなく、農業政策課から農用地の除外についての確認を得ております。以上から、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、286平方メートルほか1筆、計302平方メートルで、北山保育園の東に位置する農地です。

申請地は、年月日不詳ですが、所有者の先代が線引き前である昭和47年以前から住宅敷地と

して一体利用しており、現在に至ったものです。昭和44年の航空写真で住宅敷地として一体利用されていることが確認でき、都市計画法上も線引き前宅地で問題ないため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は上稲子■■■■、田、385平方メートルほか3筆、計2,636平方メートルで、上稲子区民会館沿いの県道上稲子長貫線を北に上ったところに位置している農地です。

昭和47年月日不詳ですが、申請者の先代が耕作に不向きである申請地にクヌギやスギ、ヒノキを植林し現在に至ったものです。10年以上前から山林化していて農地に復元は不可能であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑、476平方メートルほか2筆、計988平方メートルで、観明寺の西に位置する農地です。

申請地は傾斜地で日当たりも悪く、耕作に不向きで、農地としての継続が困難となり、周辺に合わせクヌギやヒノキ、平成月日不詳ですが、植林を行い現在に至ったものです。10年以上前から山林化していて農地に復元は不可能であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

6番 佐野 均委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

10月5日、午前9時半、申請人と測量事務所の方、竹川推進委員、事務局2名、私で、現地で会い話を聞きました。

申請地はもう完全に山林化されており、畑に戻すのは無理と判断いたします。申請どおり間違いありませんので、御審議のほどよろしくお願いします。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

10月6日、申請代理人、申請者と現地で会い話を聞きました。

申請地には住宅と一体に古い物置などが建っており、平成5年に申請人が相続しましたが、いつ形成されたものかは不明とのことです。農地への復元は容易ではなく、現実的ではありません。代理人の調査の結果、申請地は線引き以前から建物が設置されており、既存宅要件があるとのことです。申請書のとおり問題ないものと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第3項及び第4項の現地調査結果について報告いたします。

去る10月7日、午前11時に、第3項ですが、申請人と■■■■行政書士立会いのもと、鈴木推進委員と事務局2名、そして私と共に現地調査をいたしました。

申請地は旧芝川町のユウ・トリオから北2キロのところですが、まず、第3項の田3筆は約50年ぐらい前からコナラ、クヌギ等の雑木林となっており、周囲に田畑もありません。残る1筆についても約50年前に申請者の父親がスギ、ヒノキを植林し山林化しております。周囲も深い山林になっており傾斜地です。

次に第4項ですが、内房白鳥山の山裾の道路脇の斜面で、耕作できなくなったために20年近く前からスギ、ヒノキを植林したものです。

以上、2件とも農地復元は困難と判断いたしました。申請のとおり差し支えないと考えます。御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第65号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第66号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち1項については、私に関わる案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、退席させていただきます。

事務局 滝口主査

議案の25ページを御覧ください。

議第66号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年9月21日付、富農第882号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数4人、利用権を設定する者の数5人、利用権を設定する農用地の面積は計8,842平方メートルです。所有権の移転はございません。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第5項まで全て中間管理事業になります。

概要の説明は以上です。

議長

赤池さん、よろしく申し上げます。

ここで退席させていただきます。

〔齊藤会長 退席〕

臨時議長 職務代理 赤池 勝（以下同じ）

それでは、私が1項の進行を務めさせていただきます。

1項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 滝口主査

第1項について、議案の4ページ、別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は下条で、日吉神社の西に位置する農地です。

受人は下条の■■■■さんです。使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は2万1,926.30平方メートルです。

以上です。

臨時議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

臨時議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第66号のうち1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

臨時議長

異議なしと認めます。よって、議第66号のうち1項について、原案のとおり処理することに決定いたします。

ここで、齊藤 学会長の入場を求め、進行を交代いたします。

〔齊藤会長 入場〕

議長

引き続き、第66号について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 滝口主査

第2項及び別冊航空写真は15ページを御覧ください。

第2項申請地は半野で、上条一町内コミュニティ広場の北に位置する農地です。

原の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年、新規になります。移転後経営面積は8万3,739平方メートルです。

続きまして、第3項及び第4項について、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は16ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、高原二区集会所の南に位置する農地です。

山本の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年、新規になります。移転後経営面積は12万9,246.12平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、特別養護老人ホーム高原荘の南に位置する農地です。

貫戸の■■■■さんへの使用貸借権設定です。10年、新規になります。移転後経営面積は1万1,185平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は11月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年10月富士宮市農業委員会総会を閉会とします。

引き続き、2時から農地利用最適化推進会議を行います。それまでは休息といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
16 番

会議録署名人
17 番